第二条の三の表第二十八条、第二十九条第二項、第五十九条、第七十三条、第七十四条第三項、第七十五条第一項及び第二項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第九十条第一項、第九十三条、第九十四条の項の次に次のように加える。

第五十一条の三	都道府県ダム洪水調節機能協議会
	指定都市ダム洪水調節機能協議会

第二条の三の表第六十三条第三項の項中「の都府県」を「の都府県が」に、「都道府県（」を「都道府県が当該都道府県の区域（」に、「に係る部分を除く。）」を「の区域を除く。）について」に改める。

第十条の五第一号中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第八号」に改める。

第十条の八の見出しを「（特定河川工事に係る権限の代行）」に改め、同条第一項中「、工事を」を「、特定河川工事を」に、「工事の」を「特定河川工事の」に改め、同条第二項中「第四項」の下に「並びに次条第二項及び第四項」を加え、同条第三項中「前項に規定する」を「前項の規定により」に、「の権限は、第一項」を「が代わつて行う権限は、第一項前段」に、「同項」を「同項前段」に、「工事の開始の日から工事」を「特定河川工事の開始の日から同項後段の規定により公示された当該特定河川工事」に改め、「日まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「工事の」を「当該」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定維持に係る権限の代行）

第十条の九　国土交通大臣は、法第十六条の五第一項の規定により特定維持を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定維持を行う河川の名称及び区間、特定維持の内容並びに特定維持の開始の日を公示しなければならない。特定維持の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、法第十六条の五第一項の規定により特定維持を行う場合においては、当該特定維持に係る法第十七条、第十八条、第六十六条、第六十七条、第七十四条及び第八十九条に規定する権限を都道府県知事等に代わつて行うものとする。

3　前項の規定により国土交通大臣が代わつて行う権限は、第一項前段の規定により公示された河川の区間につき、同項前段の規定により公示された特定維持の開始の日から同項後段の規定により公示された当該特定維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、法第六十六条、第六十七条、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項に規定する権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4　国土交通大臣は、法第十八条又は第六十六条に規定する権限を都道府県知事等に代わつて行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

（国土交通大臣の行う特定維持に要する費用についての都道府県等の負担）

第三十七条の三　都道府県等が法第六十五条の四第一項の規定により負担すべき金額は、特定維持に要する費用の額（法第六十七条の規定による負担金があるときは、当該費用の額から当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

第三十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「特定河川工事」の下に「又は法第十六条の五第一項の特定維持」を加え、「又は第二項」を「若しくは第二項又は第六十五条の四第一項」に改め、同条第三項中「若しくは第六十五条の三第三項」を「、第六十五条の三第三項若しくは第六十五条の四第二項」に、「同条第四項」を「法第六十五条の三第四項若しくは第六十五条の四第三項」に改める。

第四十条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十三条第二項中「前項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第三項第一号中「に規定する」を「及び第十六条の五第二項の規定による」に改め、同項第五号中「第四項」の下に「並びに第十条の九第一項及び第四項」を加える。

第五十六条中「第十六条の四」を「第十六条の三」に改め、「及び第四項」の下に「、第五十一条の三」を加え、「第六十五条の三」を「第六十五条の三第四項、第六十五条の四第三項」に改め、「第九十七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十七条の表第十一条第一項及び第三項、第六十三条第三項及び第四項、第六十四条第二項、第六十五条の項中「第六十五条」の下に「、第六十五条の三第三項、第六十五条の四第二項」を加え、同表に次のように加える。

第十六条の四第一項	この項において	この項並びに第六十五条の三第一項及び第二項において
第六十五条の三第一項及び第二項	二級河川の修繕	改良工事等
第六十五条の三第一項	負担金等相当額	負担金相当額
	負担金又は補助金	負担金

第五十七条の四中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項（第四号に係る部分に限る。）」に、「第十条の八」を「第十条の六」に、「第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）」を「第三十七条の二、第三十七条の三、第三十八条第二項及び第三項」に、「第五十九条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第六十条（第二号に係る部分に限る。）」に改め、同条の表第七条の項の次に次のように加える。

第十条の七第一号	ダム、導水路	導水路
第十条の八第二項及び第三項	第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条	第七十四条
第十条の八第二項	都道府県知事等（法第十六条の四第一項の都道府県知事等をいう。）、第四項並びに次条第二項及び第四項において同じ。）	市町村長
第十条の八第四項	、第六十六条又は第七十条の二第一項	又は第六十六条
第十条の八第四項、第十条の九第二項及び第四項	都道府県知事等	市町村長

第五十七条の四の表第二十二条第四項の項の次に次のように加える。

第三十七条の二、第三十七条の三、第三十八条第二項	都道府県等	市町村
第三十七条の二第一項	に係る負担基本額	の額（法第百条第一項において準用する法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下この項において「準用河川負担基本額」という。）
	当該負担基本額	当該準用河川負担基本額
	負担金又は補助金	負担金